

意見書案 (平成30年6月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	森友学園・加計学園問題疑惑の徹底解明を求める意見書(案)	日本共産党	1
2	CV22 オスプレイの首都・東京への配備中止を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	カジノ解禁に反対する意見書(案)	日本共産党	3
4	介護者支援の推進に関する法律「ケアラー支援法」の制定を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書(案)	日本共産党	5
6	日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書(案)	公明党	6
7	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書(案)	公明党	7
8	ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書(案)	公明党	8
9	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を求める意見書(案)	市民の広場	9
10	生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書(案)	市民の広場	10

森友学園・加計学園問題疑惑の徹底解明を求める意見書（案）

愛媛県が5月21日に国会に提出した文書で、2015年2月25日安倍首相と加計学園の加計孝太郎理事長が面談し、加計学園の獣医学部開設計画に「いいね」と応じたことが明らかにされました。半世紀ぶりに開設される獣医学部の事業者に「加計学園」が決まった昨年1月まで、計画そのものを知らなかったと国会で答弁してきた首相の説明を突き崩す内容です。首相は即座に否定しましたが、県と一緒に開設を進めた今治市は学園から聞いたことを認めました。しかし、学園は面談を職員の偽りの説明が原因だったと一方的に発表しました。

首相と理事長は長年の友人です。面談否定に根拠はなく、学園が口裏を合わせてうそをついたとしか受け取りようがありません。さもないとすれば学園が虚偽報告で県や市をだまし、首相が進めた「国家戦略特区」を利用し、国の認可を得て獣医学部を開設し、用地の提供や補助を手にしたこととなります。国民の8割が納得していない問題の国会での解明は当然です。

加計孝太郎氏や柳瀬唯夫元首相秘書官の証人喚問、愛媛県知事、今治市長の参考人招致を行うべきです。

「森友学園」問題では財務省が公表した文書で、首相の妻、昭恵氏が小学校の建設予定地を訪れ「いい土地ですから、前に進めてください」と発言したことや、夫人付きの政府職員を通じて財務省に問い合わせ「現行ルールの中で最大限の配慮をして対応している」との回答を引き出したこと、「ゴミ」を口実に大幅値引きを財務省に要求し、昭恵氏が棟上げ式に来ると圧力をかけたことなど、10回以上も昭恵氏の名前が登場します。昭恵氏や関係者の国会喚問が不可欠です。

「私や妻が関与していれば首相も議員もやめる」と答弁した首相は責任を免れません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、森友・加計学園問題疑惑の徹底した全容解明を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

CV22 オスプレイの首都・東京への配備中止を求める意見書（案）

米空軍の特殊作戦用の垂直離着陸機CV22 オスプレイ 5機が4月5日、横田基地に飛来しました。在日米軍が3日に同基地への前倒し配備を突然発表したのを受けたものでした。

一昨年から今年にかけ、沖縄県の普天間基地に所属する米海兵隊のMV22 オスプレイが墜落や不時着などの重大事故・トラブルを各地で頻発させ、県民や国民の不安を広げています。首都東京にある横田基地へのオスプレイ配備が、都民や国民の命と安全を一層脅かすのは明らかです。

CV22の配備計画では、横田基地に飛来した5機はその後、数カ月の訓練から同基地に戻ってきた後、常駐配備となり、配備機数・人員は今後数年間で段階的に計10機、約450人になるというものです。

日本政府は、CV22の配備について「日本の防衛とアジア太平洋地域の安定に資する」としています。しかし、同機は、敵地の奥深くで破壊工作や要人暗殺、空爆の誘導などをひそかに行う特殊作戦部隊を潜入・脱出させることが主な任務です。米軍の先制攻撃や侵略戦争の先兵としての役割を担う軍用機であり、「日本の防衛」と無縁であるばかりか、「アジア太平洋地域の安定」にも逆行します。

横田基地周辺には51万人が住み、基地3キロ以内に35の学校を始め90以上の公共施設があります。その真上での訓練により、覆いかぶさるような爆音をまき散らしています。

首都圏では千葉県の上野毛駐屯地が米軍のオスプレイの整備拠点になっています。陸上自衛隊が導入するオスプレイの同駐屯地への暫定配備も検討されています。首都圏の空をオスプレイが飛び回る事態が想定されます。

よって、文京区議会は、政府に対し、CV22 オスプレイの首都・東京への配備中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

宛て

カジノ解禁に反対する意見書（案）

2016年12月、安倍政権はカジノ法（特定複合観光施設区域推進法＝IR推進法）を強行しました。賭博は刑法で禁止され、最高裁判決でもその違法性が認定されてきました。賭博がいたずらに射幸心をあおり、勤労意欲をそぎ、それによって経済的な基盤を掘り崩し、地域社会と個人生活を崩壊させる危険があるからにほかなりません。

賭博行為は、いったん深みにはまれば、個人的な判断や行動だけでは制御ができなくなるからこそ、法律によって社会的なしぼり（規制）がかけられてきたのです。ところが、安倍政権与党は、「観光」や「地域経済の振興」などという名目で、このしぼりを解き、数の力で賭博を合法化してしまいました。

カジノ推進勢力は、「カジノを導入すれば観光客が増え、地域経済が潤い、税収も増える」などと主張します。しかし、世界的にみても、IR（統合型リゾート施設）型のカジノで「成功、しているといえるのは、ほんの一握りの施設・地域だけで、圧倒的多数は、さまざまな問題をかかえています。

2000年に誕生した韓国の江原ランドは、当時の郡の人口は約5万人でしたが、今では3万8,000人に減少し、「施設周辺では、カジノによるギャンブル依存で破産したり、自殺したりする人が後を絶たず、客目当ての風俗店や質屋も乱立」した結果でした。（2017年4月24日付「読売」夕刊より抜粋）かつてカジノを誘致する住民団体代表者からさえ、「カジノができてよかったことは何もない」という声が上がっています。

厚生労働省の研究班は全国300地点から1万人を対象に面接調査を行い、2017年9月29日、「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」を公表しました。

それによると、ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。疑いのある320万人のうちの8割（約256万人）がパチンコ依存と指摘されており、カジノ解禁が新たな依存症者を増やすこととなります。

ギャンブル依存の問題は、当事者や家族にとって重大な問題ですが、社会的にも大きな損失となります。しかし、往々にして「個人の問題」「自己責任」という形で矮小化されて、その解決が社会的な課題だと理解されてきませんでした。

カジノ解禁は、世界最悪の病的賭博患者の数字を、さらに悪化させる結果にしかありません。

よって文京区議会は、政府及び国会に対し、日本全国どの地域であれ、カジノ導入・設置に反対し、解禁しないことを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

介護者支援の推進に関する法律「ケアラー支援法」の制定を求める意見書（案）

「重複障害の息子を 10 年以上ケアしている」「健康の不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている」「仕事と介護でいっぱいっばいでほかに何もできない」「仕事を辞めて一人で親の介護をしている」など、一人で長期のケアに従事せざるを得ず、介護する人が先の見えない日常に疲弊し、希望を失い、「早く死にたいなあ」と漠然と考える日々を送るといふ声など、家族の介護を担っている方々から悲痛な声があがっています。

一般社団法人「日本ケアラー連盟」によると、要介護者 600 万人の 7 割を家族が介護しており、その 4 分の 1 を配偶者、5 分の 1 を子が占め、18 歳以下で祖父母や兄弟などの介護で学業や仕事に従事することを諦めた“ヤングケアラー”といわれる人たちも含まれるのです。

また、年間 10 万人が介護のために仕事を辞めており、その 2 割が男性、8 割が女性であり、10 年を超える介護も多く社会とのつながりが希薄になり、年金の不安を抱える方々も少なくありません。そうした現実の中で、介護者による殺人・心中が毎月 3 件以上起きているという、極めて深刻な実態があります。

こうした深刻な実態の解決をはかるために、介護に当たる人々が心身の健康を保ち社会的孤立に陥ることを防止し、経済的支援を行い社会的に支える(仮称)「ケアラー支援法」の制定を行うことは、喫緊の課題であると考えます。

よって、文京区議会として、政府に対し、介護する人・ケアラーがあたりまえの社会生活が送れるよう、介護者支援の推進に関する法律(仮称)「ケアラー支援法」を制定することを強く求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛て

東京都シルバーパスの負担軽減と制度改善を求める意見書（案）

超高齢社会をむかえ、高齢者の生活を支え社会参加を促進するうえで、移動手段としての交通機関の充実とその利用の改善は重要な課題となっています。この点で東京都が実施している 70 歳以上の高齢者を対象としたシルバーパス制度は多くの高齢者に利用され、歓迎されているものです。

同時に、制度発足当時は無料パスであったものが、その後、利用者の費用負担が導入され、現在、住民税非課税または所得 125 万円以下の高齢者は 1,000 円、それ以外の高齢者は一律に 2 万 510 円の負担が求められるものとなっています。このため利用者が激減し、1999 年度には全都で利用者が 72%でしたが、2016 年度には 46%と半分以下となるなど、制度の趣旨である高齢者の社会参加、高齢者福祉の充実に逆行するものとなっています。

また、利用者の増えている多摩都市モノレール、ゆりかもめへのシルバーパスの適用も高齢者の強い要望となっています。東京都はこれら第 3 セクターの交通機関について、シルバーパスの対象は路線バスと都営交通だとして適用対象から外していますが、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市などの政令市では第 3 セクターでの利用も認められており、要望に応えることがつよく求められています。

さらに、区市町村が運営しているコミュニティバスの利用者からは、コミュニティバスでのシルバーパス利用を求める要望も多く寄せられています。

よって、文京区議会は、東京都知事に対して、下記事項について実施を強く求めるものです。

記

- 1 利用者の負担軽減を図ること。所得に応じた多段階の料金制度に改善すること。
- 2 多摩都市モノレール、ゆりかもめでの利用を認めること。
- 3 区市町村が運営しているコミュニティバスでのシルバーパス利用を促進するため、東京都として財政支援をおこなうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区会議長名

東京都知事 宛て

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書（案）

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社 SAY 企画の入力漏れと入力誤りにより本年 2 月支払い時の源泉徴収税額に誤りが発生しました。しかも、当該事業者は契約違反である再委託まで行っていました。日本年金機構は平成 27 年 5 月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしています。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題です。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきです。

記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛て

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。同法は、平成 8 年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約 2 万 5,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは 1 万 6,475 人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきです。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

宛て

衆議院議長

参議院議長

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディキャップのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えています。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっています。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となります。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあります。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など、課題も浮き彫りになってきているところです。

よって、政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による 早期解決を求める意見書（案）

1948年に制定された旧優生保護法第一条には、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母体の生命健康を保護することを目的とする」ことが示され、遺伝性精神疾患や知的障害などを理由に、本人の同意がない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知、都道府県の行政措置のもと、数多く実施されてきました。

旧厚生省の衛生年報等によれば、旧優生保護法に基づき全国で優生手術を受けた約2万5,000人のうち、強制不妊手術の被害者は1万6,475人に達し、そのうち何らかの記録が都道府県に残っているのは約2割といわれています。国会では超党派の議員連盟や与党のプロジェクトチームも発足し、政府は被害者実態把握のため、全国的な調査に乗り出します。

人権侵害との批判を受け、平成8年の母体保護法への改正で、強制手術の規定がなくなり20年以上が経過しますが、この間、1998年、2008年、2014年の3回にわたり、国連自由権規約委員会は強制不妊手術の対象者に必要な法的措置を取るよう日本政府に勧告、2016年には国連女性差別撤廃委員会も被害の実態調査と被害者の法的救済を勧告していますが、国は何ら対応をしてきませんでした。

かつてのハンセン病患者の救済に鑑みても、誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態解明と被害者の救済は、過去の反省に立って1日も早く解決策を実現すべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、優生手術の被害者が高齢化し、優生手術の実態解明が時間経過とともに困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな解明及び記録の適切な保存を行うとともに、被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書（案）

厚生労働省は、生活保護世帯の子どもが大学等への進学時、最大30万円の給付金を支給するなどの見直しを行いました。しかし、大学等に進むと家族から独立したとして、別世帯の扱いとする「世帯分離」の解消は見送られました。

生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると、「世帯分離」により、当該子どもにかかる生活扶助費が減額されます。また、生活保護世帯の子どもが実際に大学等に進学すると、国民健康保険料の納付が義務付けられることになることに加え、家族に頼らずに奨学金やアルバイト収入によって自らの学費や生活費を賄わなければならない、奨学金を借りたとしても、返済の負担が重くのしかかることとなります。一方、アルバイト代など高校生の時の蓄えは受験料や入学金などに用途が制限され、それ以外は収入認定され、その分生活保護費は減額されることになるのが現状です。

このため、進学意欲があっても経済的負担を考えて進学を諦めるケースがあり、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、2016年度で33.1%（内閣府「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」）であり、一般世帯の進学率の半分以下となっています。

また、2014年施行の「子どもの貧困対策推進法」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図ることを強調しています。さらに、政府が同年8月に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう明記されています。世代を超えて貧困の連鎖を断つこと、そのために必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要な課題です。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項を強く要請します。

記

- 1 1970年に高校進学についての「世帯分離」が廃止されたように、生活保護世帯の子どもが大学等に進学することを一層支援するため、大学等に進学する子どもを「世帯分離」して生活保護から外す運用を改めて「世帯内就学」を認め、当該子どもの分の生活保護費を支給すること。
- 2 大学等に就学しながら生活保護を受ける子どものアルバイトや奨学金等の収入のうち大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他就学に必要な費用については、収入として認定しない取り扱いにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て